

# 県立高等学校の全国募集による入学者選抜の実施について

## 1 目的

県外の生徒と本県の生徒が共に学び、多様な価値観に触れることで視野を広げ、他者と協働、共生しながら、互いを高め合い、心身ともに豊かな人間への成長を促す。また、地元自治体の協力の下、地域の資源等を最大限に活用し、学校の特色や魅力づくりに取り組むことで教育活動の活性化を図り、地域の未来を切り拓く新しい価値を生み出すことができる人材の育成を目指す。

## 2 実施する高等学校

全国募集による入学者選抜（以下「全国募集選抜」という。）を実施する高等学校（以下「実施校」という。）及び実施学科は、以下のとおりとする。

- (1) 宮城県南三陸高等学校 普通科及び情報ビジネス科
- (2) 宮城県中新田高等学校 普通科

## 3 募集人数

- (1) 全国募集選抜に係る募集人数は、宮城県公立高等学校入学者募集定員（以下「募集定員」という。）とは別に定める。
- (2) 宮城県公立高等学校入学者選抜第一次募集（以下「第一次募集」という。）及び連携型選抜による県内中学生の合格者数が、実施校の募集定員に満たない場合、募集定員から第一次募集及び連携型選抜の合格者数を減じた人数を、(1)に定めた募集人数に加えて、合格させることができる。

## 4 出願資格

宮城県公立高等学校入学者選抜要項で別に定める出願資格に加え、以下の(1)～(3)をすべて満たす者とする。

- (1) 実施校が所在する市町村（以下「関係市町村」という。）及び地域での学びに関心があり、志願先の実施校への志願理由が明確であること。
- (2) 志願者及び保護者が宮城県外に居住していること。
- (3) 志願者が志願先の実施校への入学期日までに、宮城県内に居住する予定であること。

## 5 出願に際しての留意事項

- (1) 出願手続き及び提出書類については、別に定める。
- (2) 出願を希望する志願者及び保護者は、志願先の実施校及び関係市町村を事前に訪問し、見学等を行うこととする。実施校及び関係市町村は、志願者及び保護者に対して、出願に係る諸手続のほか、入学後の学習環境や居住環境等について十分な説明を行うこととする。
- (3) 出願に際しては、志願者及び保護者は、志願先の実施校に宮城県内に居住する身元引受人を届け出るものとする。ただし身元引受人の確保については、関係市町村に依頼することができる。

## 6 選抜方法

- (1) 全国募集選抜は、第一次募集の日程に合わせて実施する。
- (2) 選抜は、調査書、学力検査の結果及び面接の結果に基づく総合的な審査により行う。なお、配点等は実施校ごとに別に定め、事前に公表することとする。
- (3) 学力検査の実施教科は、国語、社会、数学、理科及び英語とする。
- (4) 面接は、提出された志願理由書に基づいて行うこととする。

## 7 生徒の安全・安心の確保

身元引受人、実施校、県教育委員会及び関係市町村が連携して次の事項に取り組み、生徒の安全・安心を確保するよう努める。

- (1) 身元引受人は、生徒の生活状況を見守りながら、保護者や学校と共有する。また、生徒の病気やけがの際には、実施校と連携して対応する。
- (2) 実施校は、生徒との日常のコミュニケーションを通じて、生徒の生活状況等を把握し、生徒が不安をもった際にいつでも相談できるよう、相談体制を整備する。また、生徒の病気やけがの際には、保護者及び身元引受人と連携して対応する。
- (3) 県教育委員会は、生徒の生活状況や身元引受人の見守りの状況等を把握する。また、必要に応じて、高等学校及び市町村に指導・助言を行う。
- (4) 関係市町村は、学習環境や居住環境を整備する等、生徒の学校生活に支障が生じないよう支援を行うとともに、高等学校と情報共有を図り、生徒の安全・安心の確保に努める。また、志願者及び保護者から依頼を受けた場合は、身元引受人を確保する。

## 8 その他

- (1) 全国募集選抜は、令和5年度から令和9年度までの5年間継続実施し、県教育委員会は毎年検証する。
- (2) 実施校の変更が必要な場合は、県教育委員会がその都度検討し公表する。
- (3) 県教育委員会は、令和8年度高等学校入学者選抜審議会において、全国募集選抜の検証結果を報告する。